

総情域第166号

平成21年12月17日

各総合通信局長 殿

(放送部)

(北海道、信越、北陸及び四国にあつては情報通信部)

沖縄総合通信事務所長 殿

(情報通信課)

情報流通行政局

衛星・地域放送課長

有線テレビジョン放送法関係審査基準の一部の考え方について（通知）

今般、有線テレビジョン放送法関係審査基準の一部を改正することとなった。ついては、当該改正部分について、考え方を別紙のとおり定めたので、よろしく取り計らわれない。

有線テレビジョン放送法関係審査基準の一部の考え方

1. 改正後の審査基準第4条(2)の「自然的社会的文化的諸事情に照らし市町村の全域を施設区域とすることが必ずしも適切であると認められない場合」は、当面の間、次のいずれかに該当する場合とする。

- 1) 市町村合併により、行政区域が変化した場合
- 2) 河川等地形上やむを得ない事情等がある場合
- 3) 市町村の境界を超える大規模なマンションや団地等に、共聴施設等を新設する場合
- 4) 市町村の一部が飛び地として存在する際に、飛び地に共聴施設等を新設する場合

2. 改正後の審査基準第4条(3)の「その接続の目的が地上デジタルテレビジョン放送の受信環境の整備であるときに限り」は、当面の間、次のいずれかの場合に限ることとする。

- 1) 接続する共聴施設について、当該共聴施設が存在する市町村において、申請者の他に巻き取りを行う有線テレビジョン放送施設者が存在しない又は申請者以外の有線テレビジョン放送施設者が巻き取りを行う予定が無い場合
- 2) 地上放送のデジタル化に伴う「新たな難視世帯」への対策として、接続する有線テレビジョン放送施設者が現に施設区域を設定している市町村に隣接する市町村において有線テレビジョン放送施設を設置する場合

なお、2. 1)において、巻き取りを行う有線テレビジョン放送施設者は、巻き取りを行う共聴施設が存在する市町村における施設区域が当該市町村の面積の過半を超えた場合には、当該市町村の全域を施設区域とすることを原則とすること。

3. 本考え方は、有線テレビジョン放送施設を取り巻く環境の変化等を踏まえて、適宜見直しを行うものとする。